

審査の結果の要旨

氏名 佐藤 晋平

日本の教育法学においては、法規範の普遍性・不変性を前提としながら、特殊性・現在性こそが本質とされる教育への法の適用が論じられてきた。しかし、たとえば教育裁判の解決までには何年もの時間を必要とするのが通例であり、それで子どもや教師など裁判当事者の救済が教育的な意味で可能なのかという疑問が生じる。そこで本研究は、従来の教育法学では殆ど顧みられてこなかった教育と法の時間的性格の相違に注目して、法の教育にとっての有用性を再考する必要があるとする。

本論文は序と全9章から成る。1章で日本の教育法学と法学、さらにルーマンの法システム論とデリダの法哲学を概観した後、2章で「法は、その時間的性格を考慮すると、教育にとって有用であると言えるのか」を主要課題に設定することの意義を述べている。3章は考察の方法に関する内容である。4章では堀尾輝久、兼子仁、今橋盛勝らの代表的な教育法学研究を精査して、法規範の普遍性・不変性が基本的な前提とされていたことに加え、裁判が強制的性格を持つがゆえに教育においては非理想的な紛争解決手段として位置づけられてしまったため、法の時間と教育の時間の緊張関係に対する視点を欠落させることになったと分析している。5章では1950年代末に実施された全国学力テストに対する教師たちの反対闘争をめぐって争われた裁判を分析し、時間が経過するうちに教育行政による不当な介入から子どもと教育を守るという当初の目的が、裁判を争うことによる社会的影響力の獲得へと変化していったことを教育と法の時間的性格の相違に起因する効果であると指摘している。6章では、教育と法の時間的性格について理論的に考察し、変化に付与される意味の相違から両者の非整合性について改めて分析している。ここまでは教育が法にとって有用ではない可能性の分析であったが、続く7章と8章では有用たり得る可能性を検討している。7章では、憲法上明記されていない学習権の意味内容を解釈という未来志向行為によって導き出そうとする堀尾や、非成文法的な教育秩序が合法性を獲得する経緯を肯定的に捉える兼子の教育法学説に、法の時間的ダイナミズムを視野に収め、教育と法の間を再構築する萌芽的な可能性を見出している。8章では、高等専門学校が生徒が宗教的理由から格技の授業を拒否して退学になった事件の裁判を検討している。この事件では生徒側から退学処分執行停止が請求されたが、裁判所が認めなかったため、後に退学処分の違法性が認定されたにも関わらず、相応しい時期に相応しい教育を受けるといった生徒の利益は損なわれてしまった。もし執行停止という決断が行われていたならば、教育の時間的利益的救済は可能だったのであり、また、決断の正しさが将来改めて問われるリスクを抱えることになるとしても、それはデリダの言う法の正義にかなうことでもあったと論じている。9章では、本研究の考察の結果をまとめ、それらから導き出される示唆と残された課題を示している。

本研究は、日本の教育法学を斬新な切り口から再検討し、法と教育の時間的性格の相違に対する視点を欠いては教育的利益的救済が十分になされ得ないことを示し、教育と法の新しい関係の可能性を論じている点でオリジナルな学術的貢献が認められる。よって、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するに相応しいものと判断された。